

第3章

第3期熊本県地域福祉支援計画 推進における成果と課題

- 1 第3期計画推進における成果と課題・・・・・・・・・・ 24
- 2 今後取り組むべき課題・・・・・・・・・・ 29

1 第3期計画推進における成果と課題

平成28年3月に策定した第3期計画では、「地域の力でともに築く くまもと型福祉のまちづくり」を目標に掲げ、様々な取組を推進してきました。また、12項目の指標を設定し、計画の進捗状況を把握してきました。第3期計画の成果と課題は次のとおりです。

(1)地域の縁がわづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
五つ星プロジェクトのいずれかの項目に取り組む地域の縁がわの割合	23.7%	24.9%	26.3%	55.5%	56.2%	56.7%	50%	○
地域の縁がわ(同様の活動を行うものを含む)がある地域の割合(H16年の小学校区)	52.7%	54.4%	55.0%	95.7%	100%	100%	100%	○
地域ふれあいホーム箇所数(※)	30	30	30	30	31	33	60	

※地域ふれあいホーム 地域の縁がわの機能に日中支援のサービス及びショートステイ等の夜間支援の機能を付加したもの

《成果と課題》

- ・ 地域の縁がわは令和2年度末で573箇所となりました。また、地域の縁がわがある地域の割合は100%と目標を達成し、より身近な居場所となりました。
- ・ 地域の縁がわ整備や地域福祉活動への助成を行うとともに、相談窓口の設置を行い、地域の縁がわの普及や活動内容の充実を図りました。特に、熊本地震と令和2年7月豪雨の被災地における活動に対しては、助成内容を拡充して支援しました。
- ・ 地域の縁がわ五つ星プロジェクト(※)に取り組む割合も増加しており、多様な取組が創出されました。また、コロナ禍においても新しい生活様式を取り入れた活動が行われ、孤独・孤立防止に寄与しています。引き続き、地域の縁がわの立ち上げを支援するとともに、地域における支え合いの拠点としての機能充実を支援する必要があります。

※第3期計画では、五つ星プロジェクトとして、①見守り活動、②健康づくり、③買い物・移動支援、④会食・配食等の生活支援、⑤学びの取組を推奨

- ・ より地域に密着した活動とするため、県と市町村との連携体制を構築する必要があります。

- ・ ふれあいいきいきサロン、通いの場、子ども・地域食堂、認知症カフェ等、類似の取組が増加しています。分野横断的な支援を行うためにも、地域の社会資源について市町村内で情報共有が図られる必要があります。
- ・ 地域ふれあいホームについては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等向けの公的制度が充実してきたことにより、ニーズは少数であると考えられます。

(2)地域の結びづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
組織的な見守り活動を実施する地域の割合 (市町村数)	84.4% (38)	71.1% (32)	77.8% (35)	91.1% (41)	93.3% (42)	93.3% (42)	100% (45)	
買い物支援の取組を全域 で利用できる市町村数	12	17	22	24	24	25	全市町村 (45)	

《成果と課題》

- ・ 組織的な見守り活動を実施する地域の割合(市町村数)は、熊本地震が発生した平成28年度に低下したものの、その後上昇し、令和2年度末には93.3%(42市町村)となりました。
- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な組織的な見守り体制の構築のためには、多くの地域住民を巻き込んだ体制の構築を支援する必要があります。また、社会福祉法人やNPO法人、企業と連携する必要があります。さらに、ICTを活用した見守り(タブレット端末による安否確認等)を推進する必要があります。
- ・ 災害時避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画について、全市町村で整備されるよう支援を実施し、令和元年度末で全市町村において策定(一部策定を含む)されるに至りましたが、災害対策基本法の一部改正による作成の努力義務化及び令和2年7月豪雨を踏まえた検証や見直しを支援する必要があります。また、名簿情報提供同意者の計画作成率向上を目指すとともに、避難訓練を実施するなど、当該計画の実効性を確保する必要があります。
- ・ 買い物支援の取組を全域で利用できる市町村数は、令和2年度末で25市町村と増加しました。企業やNPO法人等と連携を図りながら、市町村の取組を充実させていく必要があります。
- ・ 住民相互の生活支援体制の取組について、市町村によって体制が十分でないところもあり、好事例を普及させる必要があります。

(3)地域のしごとおこし

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
新たに実施または拡充した「しごとおこし」の取組数	0	21	43	62	66	66	45	○

《成果と課題》

- ・ 地域のしごとおこしについて、県の補助事業等を活用し一定程度取組が推進されました。
- ・ 社会参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズに応じた地域資源の調整等、活躍の場の創出が必要です。
- ・ 地域の困りごとを「しごと」に変える取組が進み、障がい者等の働く場として定着しています。例としては、少子高齢化や人口減少により墓地の管理が困難になっている地域において、墓地の清掃を障がい者等が担うといった取組等があります。引き続き、地域の困りごとを「しごと」に変える働きかけが必要です。

(4)地域福祉を支える担い手の育成

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
福祉のまちづくりリーダー養成数(人)	0	0	0	0	201	201	250	
民生委員・児童委員の充足率	98.8%	97.9%	98.1%	98.3%	97.3%	97.7%	100%	

《成果と課題》

- ・ 熊本地震の被災地において福祉のまちづくりリーダー養成研修(地域の底力向上研修)を実施し、自治会長や民生委員・児童委員等を中心に201人が受講しました。
- ・ 人口減少や少子高齢化等により地域福祉活動の担い手が不足しているため、引き続き、地域住民に対して、ボランティア活動等の地域福祉活動への参加を促していく必要があります。また、子どもの頃から福祉の心を育成する必要があります。
- ・ 地域福祉活動のけん引役となるリーダーを養成する必要があります。特に、熊本地震や令和2年7月豪雨の被災地においては、コミュニティ形成を支援する人材の育成が必要です。
- ・ 市町村・市町村社会福祉協議会が、社会福祉法人の地域貢献活動と連携した取組を行うことができるよう支援する必要があります。

- ・ 民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたり、負担感が強くなっています。民生委員のなり手不足への対応や民生委員をサポートする体制を構築する必要があります。
- ・ 地域福祉の推進役となる社会福祉協議会に求められる役割は高まっていますが、財源確保、人材確保・育成といった課題を抱えています。
- ・ 福祉人材の確保については、教育機関等と連携した福祉職の魅力発信等に取り組むとともに、就労環境改善の促進を図る必要があります。また、複雑化・複合化した課題に対応できる専門職の人材育成を行う必要があります。

(5)住民の視点に立った仕組みづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
福祉サービス第三者評価 受審事業者数(事業所)	293	390	427	468	501	519	1,000	
社会福祉協議会による法人 成年後見制度が利用できる市町村数	17	19	20	21	22	22	全市町村 (45)	
地域福祉 SNS のフォロー ワー等の数	0	0	0	0	0	0	2,000	

《成果と課題》

- ・ 地域共生のモデル事業(国)を活用した市町村では、総合相談窓口や各分野の相談窓口との連携体制が明確化され、これまで支援につながらなかった世帯の把握や、多機関と連携した支援が可能となりました。この包括的な相談支援体制整備の取組を、県内全域に広めていく必要があります。
- ・ 引き続き、成年後見制度の利用等、支援を必要とする住民が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境整備を推進する必要があります。
- ・ 県の地域福祉 SNS の立ち上げには至りませんでした。県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会の SNS 等により、地域福祉に関する情報発信が行われました。また、県の情報については、地域福祉メールマガジンにより発信を行いました。

(6)地域における総合的支援の推進

《指標の達成状況》 指標の設定なし

《成果と課題》

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮といった個別分野における取組が着実に推進されました。複雑化・複合化した課題を抱える住民(世帯)の課題解決のために、改正社会福祉法の趣旨も踏まえて、市町村における包括的な支援体制の整備を支援する必要があります。
- ・ コロナ禍での外出自粛や生活困窮等による社会的孤立を防止する必要があります。

(7)地域福祉のビジョンづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
地域福祉計画・地域福祉活動計画を現に有している市町村数	37	35	38	38	40	41	全市町村 (45)	

《成果と課題》

- ・ 市町村が策定する地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を未改定の市町村があります。また、改正社会福祉法に対応していない市町村もあるため、策定(改定)を支援する必要があります。

2 今後取り組むべき課題

第3期計画の指標12項目のうち、最終年度の令和2年度末において目標を達成した指標は3項目となりました。その他の指標についても、目標値に近づくなど、一定の成果が現れました。

しかし、本県の地域福祉を取り巻く現状(第2章)に記載したように、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域における支え合い機能の強化や、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題等への対応が必要です。また、第3期計画期間中に発生した平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興に向けた取組、今後の災害や感染症の発生に備えた対策も必要です。

本県の地域福祉を取り巻く現状及び第3期計画の課題を踏まえると、今後取り組むべき課題は次のように整理されます。

《本県の地域福祉を取り巻く現状》

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 認知症の人の増加
- 地域における支え合い機能の低下
- 大規模災害からの創造的復興
- 新型コロナウイルスの影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛
- 社会福祉法の改正(市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定)
- 高齢単身世帯の増加
- 児童虐待相談対応件数の増加
- 個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化

《今後取り組むべき課題》

●地域における
支え合い機能の強化

⇒

- ・ 地域における居場所・活躍の場づくり、支え合い機能の充実が必要
- ・ 地域福祉の担い手の育成が必要

●災害(感染症含む)
への対応

⇒

- ・ 被災者の生活再建支援、被災地でのコミュニティ形成支援が必要
- ・ 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進(ICTの活用推進等)が必要

●複雑化・複合化した
課題等への対応

⇒

- ・ 虐待防止の強化、成年後見制度の利用促進、生活困窮者支援の推進等、福祉制度・サービスを適切に利用できる基盤整備が必要
- ・ 市町村における包括的な支援体制の整備(多機関協働の推進等)が必要

